

7章 鉄骨工事

8節 錆止め塗装

7. 8. 1 適用範囲

- (a) この節は、鉄骨の錆止め塗装に適用する。
- (b) この節に規定する事項以外は、18章[塗装工事]による。

7. 8. 2 工場塗装の範囲

- (a) 次の部分は、塗装しない。
 - (1) コンクリートに密着する部分及び埋め込まれる部分
 - (2) 高力ボルト摩擦接合部の摩擦面
 - (3) 工事現場溶接を行う部分の両側それぞれ 100 mm程度の範囲及び超音波探傷試験に支障を及ぼす範囲
 - (4) 密閉される閉鎖形断面の内面
 - (5) ピン、ローラー等密着する部分及び回転又は摺動面で削り仕上げした部分
 - (6) 組立によって肌合せとなる部分
 - (7) 耐火被覆材の接着する面。ただし、7. 8. 3 (2)を除く。
- (b) 工事現場溶接を行う部分でも、溶接するまでに著しい錆を発生するおそれのある場合は、溶接に無害な適切な防錆処置を行う。

7. 8. 3 塗料の種別

次の部分の錆止め塗料の種別は、特記による。

- (1) 鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内面。ただし、錆止め塗料の種別は、特記がなければ、表18. 3. 1 [鉄鋼面錆止め塗料の種別]のA種とする。
- (2) 特記により塗装を行う場合の耐火被覆材の接着する面。

7. 8. 4 工事現場塗装

18. 3. 3 [錆止め塗料塗り] (b) による錆止め塗料塗りの工事現場塗装は、次による。

- (1) 現場接合部の素地ごしらは、表18. 2. 2 [鉄鋼面の素地ごしらは]によるC種とし、工場塗装と同種の錆止め塗料を使用して塗装を施す。
- (2) 塗膜の損傷した部分は活膜を残して除去し、錆の生じた部分は手工具を用いて旧塗膜を除去し、いずれも錆止め塗料で補修する。